

日本弁護士連合会 編『消費者法講義〔第6版〕』

(2024年8月20日第6版第1刷発行)

【正誤表】

下記の通り誤記がございました。謹んでお詫びし、訂正いたします。

該当箇所	誤	正
263頁21行目	(同法施行規則19条)	(健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令19条)
263頁23行目	(同法31条)	(同法65条)
263頁25行目	(同法32条1項)	(同法66条1項)
263頁26行目	同命令に違反すると50万円以下の罰金に処せられる(同法32条1項)。	同命令に違反すると6月以下の懲役(拘禁刑)又は100万円以下の罰金に処せられる(同法71条)。